

平成 18 年 7 月 18 日

(社)日本建築士会連合会

会長 宮本忠長 様

(社)長野県建築士会

会長 出澤 潔

「建築士制度の見直しの方向性について(素案)」へのお願い

この度の「建築士制度の見直し」はわが国の建築生産システムの再構築の中で重要な位置を占めるものであると認識し、「素案」の動向について当会会員一同、大きな関心を持って見守っています。

(社)長野県建築士会は標記「素案」に対して下記の通りの対応を要望いたします。

1. (社)日本建築士会連合会が7月11日、国土交通大臣に手渡された「要望書」を全面的に支持いたします。
2. 「要望書」実現のため一層のご尽力をお願いいたします。
3. 土法制定以来、社会システムの変化に伴い建築士の業務範囲が変化・拡大している状況は土法第1条「目的」及び第21条「その他業務」の再検討が求められています。

現在及び未来の建築士のあるべき職能を具体的に示すことが「建築制度の見直し」の中でいま最も求められていることであろうと思います。

この事を今後の課題として強く要望していただくようお願い申し上げます。